

2010年6月22日

要 望 書

(安全審査想定外の長期保管 MOX 燃料を使い、原発敷地内に使用済 MOX 燃料を貯蔵するプルサーマルを進めないことについて)

(要旨)

- 1、福島県は、運転 34 年を迎える老朽炉・福島第一原発 3 号機において、東京電力株式会社が安全審査の影響評価想定外の長期保管 MOX 燃料の使用をやめ、原発敷地内に貯蔵する使用済 MOX 燃料の処理方針が決まるまで、プルサーマルをすすめないこと。
- 2、福島県は、搬入後 10 年以上貯蔵しているベルゴニュークリア社製 MOX 燃料の安全性について、国と事業者が燃料ペレット寸法の全数データの開示を求めその検証を行い、不正の有無を含めて品質保証を確認すること。
- 3、福島県は、長期保管 MOX 燃料の安全審査について、長期保管 MOX 燃料が現時点で安全審査時の「標準組成」とは異なる状態となり、安全審査の想定を超え、安全審査での確認は無効状態となっていることから、国と事業者が 10 年以上の装荷遅れによる安全確認のため、再度、安全審査を求めること。
- 4、福島県は、長期保管 MOX 燃料の安全性に関するダブルチェックについて、東京電力が設置許可申請時の解析条件を外れているにも係らず独自に問題ないとしているが、設置許可変更申請を出して、原子力安全・保安院と原子力安全委員会のダブルチェックを受けるという手続きを踏むべきであり、東京電力と国に対して、ダブルチェックを受けるのが最低条件であると求めること。
- 5、福島県は、福島第一原発 3 号機の高経年化対策について、東京電力の 5 月 26 日付高経年化対策報告書でも新耐震指針に基づく耐震安全性評価が抜けており、新耐震指針に対応した新しい基準地震動による耐震安全性評価が公表されていないため、東京電力に対して、検証の前提条件として新耐震指針にもとづく高経年化対策の耐震安全性評価の提出を実現すること。
- 6、福島県は、福島第一原発 3 号機の「基準地震動」について、「基準地震動」の算出にあたって双葉断層の延長を 47.5 キロメートルより南端をいわき市まで延長した上で耐震安全性評価をすべきであることから、「基準地震動」について、東京電力と国に対して改めて検討するよう求めること。
- 7、福島県は、福島第一原発 3 号機の新耐震指針による耐震安全性評価について、5 月 26 日報告において再循環系配管の耐震強度の評価をしていないが、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する再循環系配管の耐震強度の評価は不可欠であることから、再循環系配管の耐震強度の評価について、東京電力に対して求めること。

- 8、 福島県は、原子炉等規制法第 23 条第 2 項第 8 号「使用済燃料の処分の方法」について、東京電力が使用済MOX燃料を半永久的に原発敷地内に保管しようとしており、「処分の方法」の記載という法的義務を満たしておらず原子炉等規制法に抵触することから、「使用済MOX燃料のプールでの管理・貯蔵は『処分の方法』にあたる」とする東京電力の見解を質し適法状態にするよう求めること。
- 9、 福島県は、福島第一原発 3 号機の新耐震指針による耐震安全性評価に関する説明会の開催について、新潟県内では原子力安全・保安院が既に 15 回開催しており、原子力安全・保安院、原子力安全委員会、東京電力に対し、県民を対象とした説明会を開催するよう求めること。
- 10、 福島県は、福島県エネルギー政策検討会「中間とりまとめ」に関するこれまでの検証結果とプルサーマル受け入れ 3 条件について、県民に説明し、県民の声を聞く機会を設けること。

(理由)

貴職が、福島第一原発 3 号機でのプルサーマルについて、「耐震安全性、高経年化対策、貯蔵 MOX 燃料の健全性の確認」の「3 条件を満たすことを必要不可欠な条件として、受け入れる」と表明して以来、「まるでブルドーザーのように」、6 月 19 日から 9 月 23 日までの定期点検で MOX 燃料を装荷するため、東京電力と国は 3 条件に関する報告と確認作業を異例のスピードで積み上げています。

5 月 26 日、東京電力が福島県に対し、3 条件について点検・評価の結果、原発の安全確保上支障がないと報告し、国も 5 月 26 日、原子力安全・保安院が「長期保管した MOX 新燃料の健全性に係る意見聴取会」の第 1 回会議を開催、さらに 5 月 27 日、原子力安全・保安院で耐震構造 WG が「新耐震指針に照らした既設発電用原子炉施設等の耐震安全性について（福島第一 3 号機）」、貴職の要望に基づいて特別に評価作業を開始。福島県も 5 月 31 日に福島県原子力発電所安全確保技術連絡会を開催して、3 条件の検証に入りました。3 条件に対する報告書を報告し議論したが委員からは、もっとわかりやすくとの注文が相次ぎ、福島県は 10 項目の論点に整理し、次回以降東電や国に説明を求めるといいます。

この際、福島県民の安全・安心を最優先する立場から、福島第一原発 3 号機の「長期保管 MOX 燃料の健全性、耐震安全性、高経年化対策」の検証作業において是非とも確認すべき点を以下明らかにするとともに、貴職が、東京電力福島第 1 原発 3 号機でのプルサーマル受け入れ 3 条件を厳密に検証し、安全審査想定外の期限切れ MOX 燃料の装荷を認めないことと処理方策が決まらぬまま使用済 MOX 燃料を発生させるプルサーマルを進めないよう求めます。

1、長期保管 MOX 燃料の健全性と安全性について

(1) ベルゴニュークリア社製 MOX 燃料の情報非開示、品質保証が未確認

本貯蔵 MOX 燃料の製造を契約したのは 1995 年、完成は 1998 年 12 月 25 日。2000 年、市民団体が東京電力に起こした MOX 燃料装荷差止仮処分請求事件の際、東京電力は MOX 燃料ペレット寸法の全数データの開示を拒否。「製造元のベルゴニュークリア社の企業秘密のため

公開不可」を理由としましたが、その後、ベルゴニュークリア社は MOX 製造事業から撤退し、現在商業炉用の MOX 製造はアレバグループの独占となり、ペレット寸法の全数データ非開示の理由は消滅していますが、MOX 燃料ペレット寸法の全数データを開示されておらず、品質保証は未確認のままです。福島県は、ベルゴニュークリア社 MOX 燃料ペレット寸法の全数データ開示を求めて検証を行い、不正の有無を含めて品質保証を確認すべきです。

(2) 長期保管 MOX 燃料の装荷遅れと安全審査、ダブルチェックが必要

1999 年 3 月の原子炉安全専門審査会の資料には「装荷時期が想定よりも遅れた場合、 ^{241}Pu が ^{241}Am に壊変し Pu 組成が時間と共に変化するため、核特性が若干変化する」と記載され、同安全審査の資料には、5 年までの装荷遅れについて影響評価が示されていますが、それ以上の装荷遅れについては想定されていません。

使用予定の福島第一原発 3 号機長期保管 MOX 燃料は安全審査の想定を超えており、安全審査での確認は無効状態ではないか。輸入燃料体検査申請書および安全審査は、製造から装荷までの時期を考慮した上で「標準組成」を定め、標準組成であることを前提に、再処理から 2 年後の燃料を想定して安全評価を行っています。福島第一原発 3 号機長期保管 MOX 燃料は、10 年経ちアメリカウムなどの増加で標準組成とは異なる状態にあることは明らかですが、10 年の装荷遅れによる安全確認のため、再度、安全審査を受けるべきです。

東京電力は、燃料棒の内圧など設置許可申請時の解析条件を外れているにも係らず、独自に指針の判断基準を満足しているから問題ないとしています。設置許可変更申請を出して、原子力安全・保安院と原子力安全委員会のダブルチェックを受けるという手続きを踏むべきです。福島県は、東京電力と国に対して、手続きを踏んでダブルチェックを受けるのは最低条件であると求めるべきです。

東京電力は、第二バッチで装荷予定の 32 体も、既に事実上製造を終え 10 年近い装荷遅れを認めている。報告の 144 体装荷時の解析では、第一バッチの 32 体に加え第二バッチの 32 体の装荷遅れを考慮しているが、資料には記載されていない。このことは、装荷遅れは 4 サイクル目も続くことになるわけで、解析は、3 サイクル目の 144 体だけではなく、4 サイクル目の 192 体の条件についても実施すべきである。福島県は、東京電力に対して、4 サイクル目の 192 体の装荷遅れによる条件での解析を求めるべきです。

2、福島第一原発 3 号機の耐震安全性と老朽化対策について

(1) 高経年化対策報告、新指針に基づく耐震安全性評価が抜けている

2006 年の福島第一原発 3 号機高経年化対策報告書の耐震安全性評価は、対象機器について、旧指針による基準地震動により評価されています。この報告書の後に耐震設計審査指針の改訂がありましたが、新指針に対応した新しい基準地震動による耐震安全性評価をしておりません。福島県は、検証の前提条件として新指針にもとづく高経年化対策の耐震安全性評価の提出を実現すべきです。

(2) 耐震安全性評価、基準地震動の再検討が必要

東京電力は、福島第一原発5号機と福島第二原発4号機の国の新耐震指針による耐震安全性の中間報告及び今回の報告において、双葉断層の長さを47.5キロに見直し、「基準地震動」の算出を最大加速度600ガルに上げました。しかし福島第一原発3号機の「基準地震動」は、双葉断層南端をいわき市まで延長した上で算出して、耐震安全性評価をすべきです。福島県は、「基準地震動」について、東京電力と国に対して改めて検討するよう求めるべきです。

東京電力は、福島第一原発5号機と福島第二原発4号機の国の新耐震指針による耐震安全性の中間報告及び今回の報告において、再循環系配管の耐震強度の評価をしていません。しかし、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する再循環系配管の耐震強度の評価は不可欠です。福島県は、再循環系配管の耐震強度の評価について、東京電力に対して改めて求めるべきです。

3、使用済MOX燃料の処理について

(1) 「処分の方法」のない使用済MOX燃料は違法、福島に残り続ける

使用済MOX燃料の搬出先とされる第二再処理工場は、高速増殖炉の炉心燃料を再処理する高速増殖炉用の再処理工場であり、高速増殖炉商業炉の建設が前提だが、高速増殖炉商業化は計画より既に80年遅れ、めどが立っていない。使用済みMOX燃料の処理方策も決まらず、プルサーマルを実施すれば、行き場のない使用済みMOX燃料は地元に残され、福島は「核のごみ捨て場」になる。福島県は、使用済みMOX燃料は処理方策が決まらぬままプルサーマルを受け入れることはできないとを宣言すべきです。

原子炉等規制法第23条第2項第8号は、原子力施設の設置許可申請を行う際に、「使用済燃料の処分の方法」を記載することとし、「処分の方法」が具体的に示されない使用済燃料の発生を禁じています。しかし、東京電力は、1998年のプルサーマルによる変更申請書から、「燃料の装荷前までに使用済燃料の貯蔵・管理について政府の確認を受けた場合、再処理の委託先については、搬出前までに政府の確認を受ける。」と記載して、使用済燃料を半永久的にプールおよび敷地内に保管しようとしています。これは「処分の方法」の記載という法的義務を満たしておらず、原子炉等規制法に抵触します。福島県は、「使用済MOX燃料のプールでの管理・貯蔵は『処分の方法』にあたる」とする東京電力の見解を質し適法状態にするよう求めるべきです。

以上

脱原発福島ネットワーク 以下6,999名

連絡先：いわき市鹿島町久保於振1-2 TEL:0246-58-5570